

## 文教大学課外活動団体の処分に関する内規

(趣旨)

第1条 本内規は、本学の越谷校舎、湘南校舎、東京あだち校舎の学友会所属課外活動団体（以下、「クラブ」という）に対する教育的指導としての措置（以下、「処分」という）について定める。

(対象とするクラブ)

第2条 本内規においてクラブとは、学友会に所属する次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 学友会総務部
- (2) 文化会本部
- (3) 体育会本部
- (4) 学園祭実行本部（藍蓼祭実行本部、聳塔祭実行委員会、(仮)あだち祭実行委員会)
- (5) 文化会所属公認団体
- (6) 体育会所属公認団体
- (7) 届出団体

(処分の対象とする行為または事故)

第3条 クラブの活動において、次の各号に定める行為等があった場合に処分を行う。

- (1) 法令に違反した行為
- (2) ハラスメント行為
- (3) 会計上の不適切な行為
- (4) クラブの通常の活動から逸脱した行為により引き起こされた事故
- (5) クラブの安全な活動に対する不作為が原因で引き起こされた事故
- (6) 大学の教育研究活動を妨害する行為
- (7) 社会通念に反する行為
- (8) その他、前各号に定める行為又は事故に準ずるもの及びそれらを隠ぺいする行為

(処分の方法)

第4条 クラブに対する処分の方法は、次のとおりとする。

- (1) 廃部
- (2) 活動停止（有期・無期）
- (3) 厳重注意
- (4) クラブが委嘱した指導者の解任勧告

2 前項の処分を命じた場合は、クラブ名、処分の方法及び処分理由を学内に掲示する。

(廃部)

第5条 処分対象となる行為が重大であり、クラブの活動の継続が適当でないと判断されるときは、学生委員会の議を経て、学生委員長は、クラブの廃部を命ずる。

2 廃部を命じた場合は、その後の活動許可を取り消すとともに、大学施設の使用を禁止する。

3 廃部を命じたクラブに対し、当該年度に大学（外郭団体を含む）から交付された援助金（全額または一部）の返還を求める場合がある。

(活動停止)

第6条 処分対象となる行為であって、指導により正常なクラブ運営が可能であると判断されるときは、学生委員会の議を経て、学生委員長は、クラブの活動停止を命ずる。

2 活動停止は有期または無期とする。

3 無期の活動停止の解除は、学生委員会の議を経て、学生委員長が行う。

4 活動停止中は、学生委員長は次の各号に掲げる措置を行う。

(1) 活動の禁止

(2) 大学施設の使用禁止

(3) 援助金の支給停止又は返還

(4) 反省文及び再発防止策の作成

5 学生委員長は、前項の措置に加え適宜、活動再開に向けた指導を行う。

6 第1項に関わらず、学生委員長は、活動再開に向けた教育視点から必要と判断したときは、クラブの社会奉仕活動等を認めることがある。

(学外指導者への解任勧告)

第7条 クラブを指導する学外指導者が、次の各号に該当する場合、学生委員会の議を経て、学生委員長は当該指導者の解任を勧告する。

(1) 第3条に定める行為に直接的又は間接的に関与していたとき

(2) クラブ内で第3条に定める行為があったことを認識していたにもかかわらず適切な対応を怠ったとき

2 クラブが、勧告に従わなかったときは、学生委員長は直ちに活動停止を命じることができる。

(厳重注意)

第8条 活動停止処分に至らない行為または事故であっても、学生委員会が当該クラブに対し指導が必要であると認めるときは、学生委員長は、クラブに厳重注意を行うことができる。

2 厳重注意は、行為の問題性を自覚させ反省を促すものとする。

3 厳重注意とした場合は、学生委員長は、当該クラブに対して次の各号に掲げる措置を行うことがある。

(1) 活動の一部制限

(2) 援助金の支給停止又は返還

(3) 反省文及び再発防止策の作成

(発生の報告)

第9条 クラブは、処分の対象とする行為又はその疑いが生じたときは、遅滞なく顧問に報告することとする。

2 クラブからの報告を受けた顧問は、遅滞なく学生委員会に報告しなければならない。

(事実関係の調査)

第10条 学生委員会は、処分の対象となる行為を把握したときは、関係者からの事情聴取等の調査を行い、事実関係を確認しなければならない。

(緊急の措置)

第11条 処分の対象とする行為またはその疑いが生じ、次の各号のいずれかに該当する場合は、学生委員会は当該クラブの処分が決定するまでの間、緊急措置としてクラブに対し活動を停止させることが

できる。

(1) 当該クラブが処分の対象とする行為を認めている場合

(2) 活動を継続させることにより、新たな問題又は事故が発生することが予見される場合

2 前項の措置により、活動を停止させた期間は、第6条の活動停止期間に含むことができる。

(処分案の作成・決定)

第12条 第10条の調査を経て、学生委員会は処分案を作成する。

2 学生委員会は、作成した処分案について、当該クラブの顧問の意見を求めなければならない。

3 学生委員会は、前項の意見を踏まえ処分案を決定する。ただし、処分案は顧問の同意を必須とするものではない。

4 処分は、前項の処分案をもとに、学生委員長が決定する。

(団体への通告)

第13条 学生委員長は、クラブの代表者及び顧問に対し、処分内容を文書により通告する。

(改廃)

第14条 本内規の改廃は、学生委員会にて決定する。

付則

本内規は、2021年4月1日から施行する。

付則

本内規の制定に伴い、「文教大学越谷校舎課外活動団体の処分に関する申し合わせ」は廃止する。